



報道関係者 各位

平成 27 年 4 月 30 日

【照会先】

静岡労働局 労働基準部 監督課
課 長 大石 伊佐夫
労働時間設定改善指導官 内藤 匡樹
(電話) 054(254)6352

静岡労働局における取組

～「働き方改革」と「ゆう活」(ゆうやけ時間活動推進)について～

静岡県内の労働者の総実労働時間は全国平均を上回っており、また、所定外労働時間も月平均 11.3 時間と都道府県別にみると 11 番目に多く、週の労働時間が 60 時間以上である労働者の割合も 9.2%と、こちらも 17 番目に多い結果で、年次有給休暇の取得日数も 10 日前後にとどまっており、所定外労働時間の縮減をはじめとした「働き方の見直し」について、一層の強化が求められている状況にあります。

平成 27 年 1 月 9 日、静岡労働局長を本部長とする「働き方改革推進本部」を設置し、静岡労働局長及び労働基準部長が、県内の労使団体を訪問し、働き方改革について傘下企業等に対する取組と厚生労働省の「働き方・休み方改善ポータルサイト」の周知等に対する協力の要請を行うとともに、県内に本社機能を有し管内の経済社会に大きな影響力のある主要な企業(リーディングカンパニー)のトップ等経営者を訪問しております。

更に、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動を展開するため、4 月 20 日に厚生労働大臣が経済産業大臣とともに一般社団法人日本経済団体連合会への要請を行い、24 日には、「夏の生活スタイル変革」の通称を「ゆう活」(ゆうやけ時間活動推進)とし、勤務終了時間が早まることで生まれる夕方の時間で、生活を豊かにしていく取組を通じ、働き方が変わることで、夏の間生活スタイルの変革も推進するものとしています。

こうした「ゆう活」も含め、「働き方改革」の一環として、企業の実情に応じて可能な範囲での自主的な取組を促すため、今年度においても静岡労働局長及び労働基準部長が県内労使団体への要請、企業訪問等を行っています。

《主な要請先団体》

- 一般社団法人 静岡県経営者協会
- 一般社団法人 静岡県商工会議所連合会
- 静岡県商工会連合会
- 静岡県中小企業団体中央会
- 静岡県労働基準協会連合会
- 日本労働組合総連合会 静岡県連合会